

被扶養者・任意継続組合員の方の健康診断

～ 特定健康診査を受診しましょう～

令和5年度中に40歳以上75歳未満に達する被扶養者、および任意継続組合員とその被扶養者の方は下表のいずれかの方法で健康診断（特定健康診査）が受診できます。

特定健康診査は、メタボリックシンドロームを早期発見・早期改善して生活習慣病を未然に防ぐために必要な健診です。1年に1度、健康をチェックするためにも必ず受診しましょう。

なお、人間ドックを受診した場合は、健康診断を受診したこととなりますので、重複受診されないようご注意ください。



	住民健診	医療機関	巡回型特定健康診査
対象者	組合員の被扶養者、および任意継続組合員とその被扶養者		現職組合員（短期組合員を除く）の女性被扶養者 (注)任意継続組合員とその被扶養者は利用できません。
受診場所	居住地の市町村役場が指定する場所	集合契約医療機関 (当組合ホームページ参照)	委託業者「(株)あまの創健」が指定する場所
持参するもの	・ 特定健康診査受診券 ・ 組合員証(被扶養者証)	・ 特定健康診査受診券 ・ 組合員証(被扶養者証) ・ 昨年度の健診結果票	・ 受診日の一週間前までに届く受診票など
その他	健診日は、居住地の市町村役場へ確認してください。	予約時に特定健康診査が実施できるかを確認してください。	委託業者から届く案内書および予約申込書にて特定健康診査の予約をしてください。

「特定健康診査受診券」の交付について

特定健康診査受診券は、5月下旬に対象者のご自宅へ送付します。

特定健康診査を受診するときは、「特定健康診査受診券」が必要となります（巡回型特定健康診査を除く。）ので、通知が届いた際は、必ず内容をご確認ください。

※4月1日時点の資格状況により交付します。

※「特定健康診査受診券」の交付前に住民健診を受けるときは、組合員証(被扶養者証)のみで受診できます。

特定健康診査について詳しくはこちら



特定健康診査受診券を送付いたします

令和5年度に、特定健康診査(40歳になる方から75歳未満)に該当しますので、特定健康診査受診券を送付いたします。

特定健康診査を受ける際(全国巡回健診は除く)は、下記の特定健康診査受診券及び保険証(組合員証・被扶養者証)を必ずご持参くださいようお願いいたします。

なお、受診方法等の詳細については、同封のご案内をご参照ください。

茨城県市町村職員共済組合
〒310-0852 水戸市笠原町978番26
茨城県市町村会館5階
TEL. 029-301-1413

特定健康診査受診券を切り取ってご持参ください。

重 要	
～ 特定健康診査の際にご持参ください～	
令和5年度特定健康診査受診券(セト券)	
令和5年6月1日 交付	
受診券整理番号	1950000001-
組合員証番号	記号 - 証番号
受診者氏名	共済 太郎
性別	男
生年月日	昭和○○年○○月○○日
有効期限	2024年03月31日
健診内容	特定健康診査 その他(住民健診)
窓口での自己負担額	特定健診(基本部分)無料 その他(保険料等)無料
保険者所在地	水戸市笠原町978番26
保険者電話番号	029-301-1413
保険者番号	32080418
保険者名称	茨城県市町村職員共済組合 <small>(00000)</small>
製粉とよまめ機関名	集合A①、集合A②、集合B①、集合B②
支払代行機関番号	9489910
支払代行機関名	社会保険診療報酬支払基金

区分	検査項目	内 容
基本的な健康診査	居住歴の調査(服薬及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)	
	日常生活及び健康状態の調査	
	身体測定	身長 体重 腹囲 BMI
	血圧	収縮期血圧 拡張期血圧
	血糖検査	空腹血糖(空腹時) 1日～2日FPG(空腹) 2日FPG
	肝機能検査	AST(GOT) ALT(GPT) γ-GT(γ-GTP)
	尿酸検査	空腹時尿酸 ヘモグロビンA1c 尿糖検査(尿中の糖分)
	尿検査	糖 蛋白
	腎臓検査	志血球数 血色素量 ヘマトクリット値
	詳細検査	心電図検査 眼底検査 聴覚検査(聴覚)検査(αGFR)

※ 【詳細な健診の項目の実施について】

○茨城県内の住民健診で受診する場合
全項目について実施します。(自己負担額はありません)

○医療機関で受診する場合
健診結果により当該項目の実施基準に該当した方のみ実施します。
ただし、貧血検査については、医師の判断(貧血の既往歴を有する者又は
健診等で貧血が疑われる者)によります。

※実施年度については、前年度の健診結果が活用される
場合がありますので、前年度の健診結果を参考にしてください。

「巡回型特定健康診査」について

現職組合員（短期組合員を除く）の女性被扶養者の方は、巡回型特定健康診査を受診することができます。

巡回型特定健康診査とは、皆さんがお住まいの地域の公共施設を健診会場として委託業者が実施する特定健康診査です。

特定健康診査受診券送付の際に同封します案内をご覧いただき、ご都合の良い日時・会場をインターネット（パソコン・スマートフォン・携帯電話）またはハガキで予約してください。

【委託業者】(株)あまの創健

【対象者】現職組合員（短期組合員を除く）の女性被扶養者



パート先等で受診した健診結果票の提出のお願い

～提出していただいた方にQUOカード（1,000円分）を進呈～

パート等でお勤めされている被扶養者の特定健康診査の受診を確認するために、パート先等で受けた健康診断の健診結果票（写）の提出をお願いしています。提出いただいた方には、QUOカード（1,000円分）を進呈しますので、ご協力をお願いします。

なお、提出方法等の詳細については、「特定健康診査受診券」の送付の際のご案内に記載します。



◎ 提出いただく書類 ◎

- ① パート先等で受診した健診結果票（写）
- ② 特定健康診査質問票（当組合から送付）
- ③ 特定健康診査受診券（当組合から送付）

※現職組合員（短期組合員を除く）の女性被扶養者の方は、全国巡回健診申込書も併せて提出してください。

お問い合わせ先

医療健康課（健康増進係） TEL 029-301-1413

令和5年4月から

60歳以上の被扶養者の認定に係る収入要件が変更になりました

60歳以上の被扶養者の認定に係る収入要件が公的年金の受給の有無にかかわらず、年額180万円未満となりました。

これまでの収入要件

- 公的年金を受給していない60歳以上の被扶養者 ← **変更**
年額130万円未満 月額108,334円未満 日額3,612円未満
- 公的年金を受給している60歳以上の被扶養者
年額180万円未満 月額150,000円未満 日額5,000円未満

令和5年4月からの収入要件

- 60歳以上の被扶養者
年額180万円未満 月額150,000円未満 日額5,000円未満

認定基準が
緩和されました



お問い合わせ先

医療健康課 TEL 029-301-1413